



2026年
事業の概況

2026 年 事業の概況

C O N T E N T S

JFマリンバンクなぎさは‘浜’の金融機関です	
ごあいさつ	①
JFマリンバンクなぎさの経営姿勢についてお知らせします	
経営方針	③
リスク管理体制	⑥
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	⑧
金融A D R 制度への対応	⑧
漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	⑨
地域の活性化のための取組みの状況	⑨
JFマリンバンクなぎさの事業についてご案内します	
事業概要	⑩
勧誘方針	⑩
貯金業務	⑪
為替業務	⑪
融資(貸付)業務	⑪
その他のサービス	⑫
手数料一覧	⑫
JFマリンバンクなぎさの組織概要についてご紹介します	
組織構成	⑬
役員	⑭
役員の就任状況	⑭
職員	⑮
沿革・歩み	⑮
JFマリンバンクなぎさの令和7年度各事業の業績についてご報告します	
事業の状況	⑯
融資についての考え方	⑰
資料編	⑲
店舗一覧	④⑨

JFマリンバンクなぎさは ‘浜’の金融機関です



経営管理委員会副会長

橘 智史

経営管理委員会会長

新居 只吉

代表理事理事長

中出 好彦

ごあいさつ

みなさまには、平素より漁協系統信用事業をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本冊子は、J F なぎさ信漁連をより一層ご理解いただくため、経営に関する考え方や、この一年間における各業務分野の活動および業績を中心に、できるだけ分かりやすく取りまとめたものです。

J F なぎさ信漁連は、中長期ビジョンである「浜の未来を豊かに変えるマリンバンク」の実現に向け、漁村地域の発展のため、金融サービスにとどまらず、漁家経営支援など非金融分野における新たなサービスの提案・提供を通じて、その存在価値の発揮に努めております。

令和7年度は、中長期ビジョンの実現に向けて、事業量の拡大はもとより、収支構造のさらなる安定化および漁村地域への貢献と組織基盤強化のための体制整備に取り組んでまいりました。

しかしながら、令和7年9月には、当会元職員による現金横領事件が発生し、会員ならびに組合員・利用者みなさまに多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、衷心よりお詫び申し上げます。

今回の事件を厳粛に受け止め、「二度と同様の不祥事を起こさない。」という強い覚悟を組織全体で共有し、再発防止策を確実に実行することで、失った信頼を回復させるため、役職員一同、誠心誠意取り組んでまいります。

引き続き、会員ならびに組合員・利用者みなさまに、安心・安全な金融機能を安定的に提供し、愛される浜の金融機関となれるよう努めてまいりますので、今後とも一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

経営管理委員会会長

新居 只吉

経営管理委員会副会長

橘 智史

代表理事理事長

中出 好彦

ＪＦマリンバンクなぎさの 経営姿勢についてお知らせします

経営方針

1 基本方針

令和8年度の国内景気について、内閣府は5月の月例経済報告で「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。」との基調判断を公表しました。

事態の緊迫化が年単位の長期に及ぶと想定する声も多く、鎮静化の兆しは見られない状況にあります。

燃油価格の高止まりによる漁業経営への影響が危惧されるところです。

日銀は、原油高の物価への影響を踏まえつつ、利上げ路線自体は維持する姿勢であるものの、中東リスクを見極めながら金融政策を行うとの考えに基づき、6月には政策金利を0.75%から1.00%に引き上げました。さらには、2027年6月での政策金利を1.50%と予想する見方も強まっています。

本会としては、金利上昇リスクを勘案しながら、調達と運用の資金バランスを適切に配分することを基本に資金効率の向上に努め、安定経営を維持してまいります。

さらに、中期経営計画 第4期（2026年～2028年度）に基づき、これまでの理念を踏襲しつつ、重点目標として「漁村地域への貢献」、「収支構造のさらなる安定化」、「内部管理態勢の充実」、「新たな店舗運営体制の構築」を目指してまいります。

また、昨年度に発生した不祥事件を受け、本年度は信頼を取り戻すうえで、まさに真価を問われる1年と肝に銘じ、不祥事再発防止策にかかる取り組みを最優先事項として位置づけ、会員等利用者の負託に応えてまいります。

将来に亘り安定かつ健全な経営を目指し、皆様から「愛される浜の金融機関」であり続けるための最大限の努力をしてまいります。

2 経営の基本目標

(1) 中長期ビジョンの実現

- ① 店舗政策
- ② 事務の効率化

(2) 事業量の拡大と健全性確保

- ① 漁業金融機能強化
- ② 新事業推進体制の見直し
- ③ 貸出債権の健全化

(3) 法令等遵守意識の醸成

- ① 研修・教育の多角化
- ② コンプライアンス意識の定着

(4) 内部管理態勢の強化

- ① 内部牽制機能の充実・強化
- ② 基本的な事務処理の徹底
- ③ マネロン・金融犯罪対策への取り組み
- ④ サイバーセキュリティ強化
- ⑤ 適切な人事管理と人材育成
- ⑥ 審査機能の向上と効率化
- ⑦ 監査精度の向上

《 4つの理念 》

JFマリンバンクなぎさは、
笑顔と真心の窓口になります

JFマリンバンクなぎさは、
‘浜’のニーズに応えます

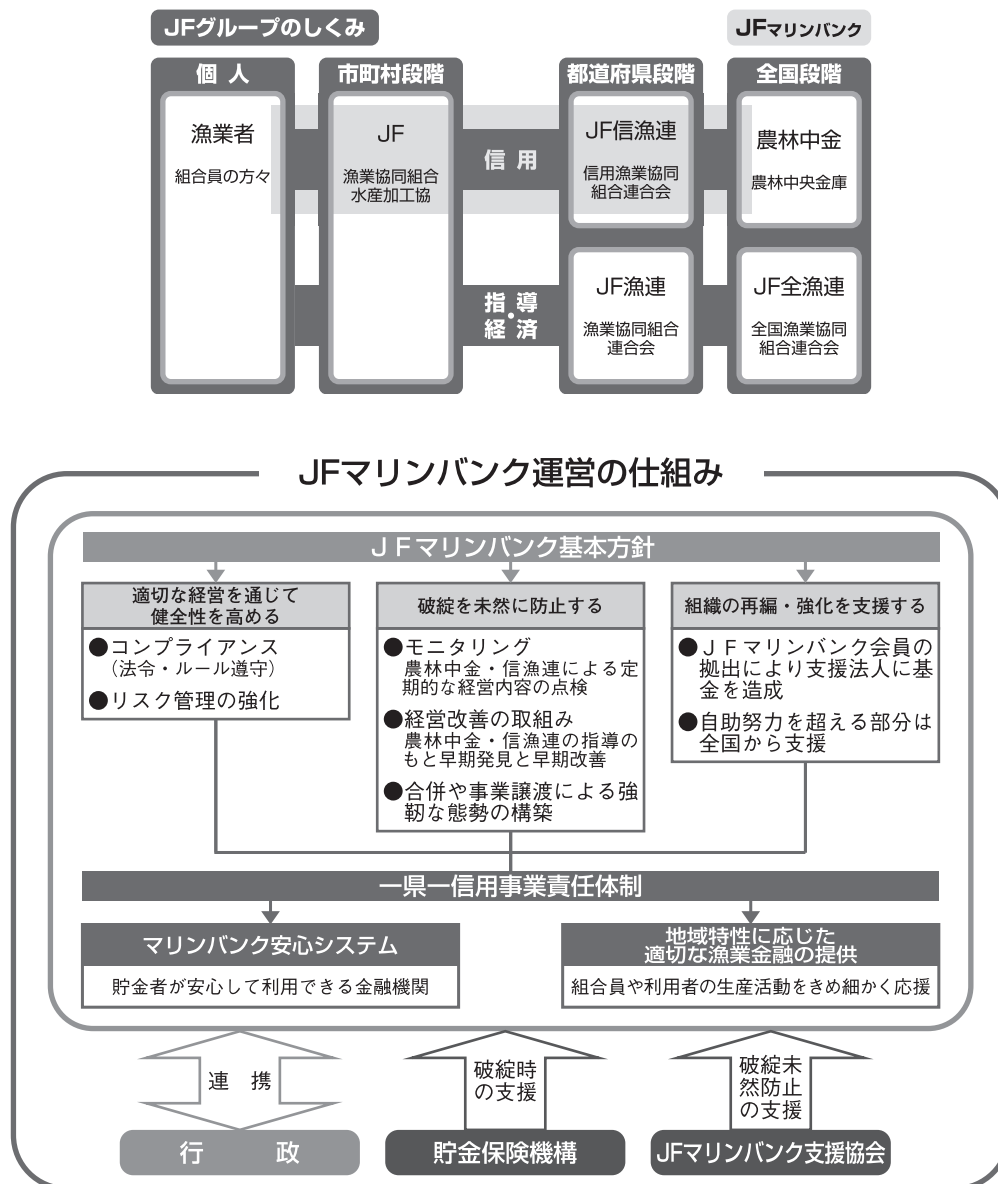
JFマリンバンクなぎさは、
「協同」と「協働」を掲げます

JFマリンバンクなぎさは、
安心と有利を提供します

○ JFマリンバンク

JFマリンバンクは、貯金や貸出などを行う全国の漁協・水産加工協・信漁連・農林中央金庫および全漁連で構成するグループの総称です。

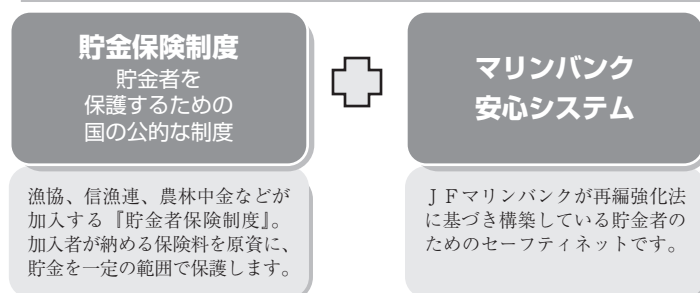
地域の漁業に密着した事業展開を全国的に行う、漁村地域のメインバンクです。



○ マリンバンク安心システム

利用者のみなさまの安心のため、平成15年1月に施行された再編強化法（特定農水産業協同組合による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき定めた「JFマリンバンク基本方針」を遵守し、健全で効率的な業務運営を目指し、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」の強化に努めております。

パワーアップしたセーフティネットが
みなさまの貯金を守ります。



■ リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類、管理体制及び仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性がこれまでになく高まっていることから、当連合会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の元本や利息の回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、各業務規程に基づき日常の事務遂行を行うとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努めるために、貸出審査にあたっては「与信審査マニュアル」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分に審査し、信用リスク管理を徹底するとともに、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要綱」等に基づき適正に資産査定を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、経営管理委員会および、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づく運用会議を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を協議しています。

流動性リスク管理

予期せぬ資金の流出等により必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである流動性リスクについては、「資金繰り対応要領」に基づく資金繰り管理の徹底に努めています。

なお、流動性リスクのうち、不祥事・風評被害等による貯金流出時の資金繰りリスクについては、「不祥事・風評被害等発生時の対応要領」に基づきリスク管理対応の徹底を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被ることをいいます。

当連合会では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスクについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期的に監査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は、速やかに状況を把握するため「オペレーショナル・リスク管理要領」を整備し、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

① 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、金融機関自身が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事務リスク管理要領を整備し、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

事業運営の健全化と事務処理の適正化、また、事故および不祥事の未然防止の観点から、店舗巡回指導および監査室による内部監査を、毎年度全部署（委託営業店を含む）を対象に実施しております。

また、より効果的・効率的な監査手続きを実施するための「内部監査実施要領」、さらに不祥事等の防止および解決・是正を図るための「内部通報・相談制度設置要領」、「不祥事未然防止及び発生時の対応要領」を制定し、体系化しております。

② システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤作動等システムの不備に伴う情報流出により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、システムの集中センターである株式会社全国漁協オンラインセンターと連携の上、コンピュータ・システムの安定稼働のため安全且つ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の障害や災害時等のシステム対応については、「シナリオ分析による対応要領」に基づく対応徹底を図っています。

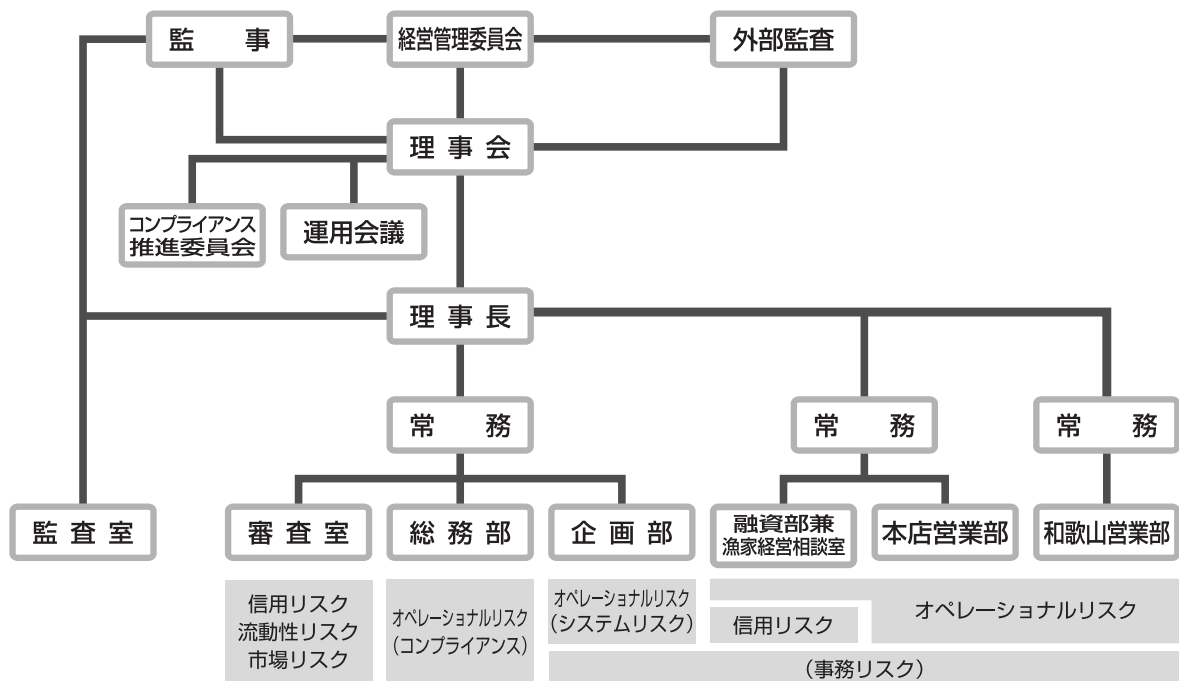
また、情報資産の安全管理については、「情報セキュリティ基本規程」等に基づいて対応を行っています。

危機管理への対応について

当連合会の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遺漏無く顧客対応を行い、また早急な復旧を行い、平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画等を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っています。

また、防犯対策として、警察等との日頃の連携や日常の備えのみならず、万一の事件（強盗、泥棒、車輛の強奪等）の際の対応等については、「防犯対策要領」に基づく対応徹底を図るとともに、火災、震災等の災害時の対応等については「災害対応要領」に基づく対応態勢の整備を図っています。

《 リスク管理の組織体制 》



各営業部は管轄内の支店・営業店への事務指導を担う

マリンメモ

JF綱領（～わたしたちのJFのめざすもの～）

- 一. 海の恵みを享受するすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一. 食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一. 都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一. JFの利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一. 自主・自立、民主的運営を基本に、JFを健全に経営しよう。
- 一. 協同の理念を学び、実践を通じて生きがいを追求しよう。

JFグループについて

JFグループとは、日本の漁業協同組合のことです。漁協系統は、21世紀にふさわしい組織として新しいイメージを内外にアピールするため、統一呼称「JF（ジェイエフ）」とシンボルマークを決めました。

「JF」は、日本の漁業協同組合（Japan Fisheries Co-operatives）の頭文字からとり、JAのAgriculture＝農業に対照してFisheries＝水産業とすることで、日本の2大食料供給組織としての社会的認知を促進いたします。JFグループは、海の恵みを享受する全ての人々とともに、水産価値を育成し、日本の漁業者と消費者の暮らしに貢献する、全国ネットワークづくりをめざします。新呼称「JF」とシンボルマークを協同運動の旗印とし、消費者が強い関心を示している国産水産物の鮮度・安全性・品質を象徴するものとして、シンボルマークを広く普及するための運動を展開しています。

■ コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

コンプライアンスとは、「法令やルールを厳格に遵守すること、社会的規範を全うすること」をいい、個人・団体・企業を問わず、日常の活動を行っていくにあたり、定められた法令やルールなどを遵守しつつ、活動することが求められています。

協同組合原則を基本理念とする当連合会においても、順法精神に則って運営されることが求められます。

特に、公共性が強く求められる信用事業においては、これまで以上に自己責任経営を徹底し、役職員が一体となって、経営の健全性並びに利用者からの信頼性の確立に取り組むことを会員等利用者・地域社会に明らかにするため、「コンプライアンス（法令等遵守）態勢」を確立することとし、組織倫理の確立を目指すため適切な人事ローテーション、1週間以上の職場離脱、コンプライアンス研修の実施等コンプライアンス・プログラムの実践に努め会員等利用者のみならずの信頼に充分にお答えしていく所存でございます。

そのため、以下の項目を基本方針とした「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、態勢を支える組織、機構、担当者等の役割や連絡、報告のルール等について体系化、明確化するために「コンプライアンス推進委員会」を設置して取り組んでおります。

① 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

② 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款及び規程などを始めとする、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実、かつ、公正な事業運営を遂行する。

③ 質の高い金融サービスの提供

漁業生産並びに組合員などの生活を支える創意と工夫を生かした質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献する。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

⑤ 会員・組合員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的、かつ、公正な開示、あるいは、漁業の特性を活かした信用事業を通じて、会員等利用者はもとより、広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

■ 金融ADR制度への対応

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応いたします。

具体的には、①利用者サポート等管理責任者の設置 ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します）。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

マリン
メモ

JF

シンボルマークについて

JFマークは、漁業協同組合を中心とした漁協系統（JFグループ）が消費者のみならずから愛され、信頼される組織になりたいという私たちの希望と、安全・安心・新鮮な日本の水産物を消費者のみならずにお届けするという強い意志を込めて制定されました。

このマークは、「波」と「柱」で形成されており、「波」は、「21世紀の新しい改革と組織の活力」をあらわし、「J」と「F」の2本の太い「柱」は、日本の食料供給の担い手であるJFグループの安定と結束、そして生産者である私たちと消費者のみならずとの共生をあらわしています。

■ 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況

当連合会は、漁業者等の協同組合組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当連合会は、会員の組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うとともに、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

2. 当連合会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつ、きめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みに対し、ご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化及び「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当連合会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
4. 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

5. 金融円滑化管理に関する体制について

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

6. 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。
7. 当連合会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢を整備いたしました。今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証責務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■ 地域活性化のための取組みの状況

当連合会は、会員が協同して信用事業を行い、所属員の漁業の生産能率の向上などその事業の振興をはかり、もって所属員の経済的、社会的地位を高めることを目的に設立されています。また、漁協信用事業につきましては、相互扶助の理念のもとに、組合員が必要とする資金を融資し合うことを目的として事業を展開しながら、漁村地域の中核的金融機関としての使命と役割を担っております。

これらの目的遂行のため、組合員自らが構成・運営する協同組合組織の特性・専門性を十分に発揮する事業運営を行っております。

貯金の大部分は水揚げ金に依存しておりますが、融資面においては、漁業生産関連資金、諸制度資金、生活関連ローンを中心に積極的に対応し、組合員の営漁・生活の向上と地域漁業の発展に寄与してきました。

今後も、漁村における職能的な地域金融機関として、漁村地域の振興・発展に貢献してまいります。

JF マリンバンクなぎさの 事業についてご案内します

事業概要

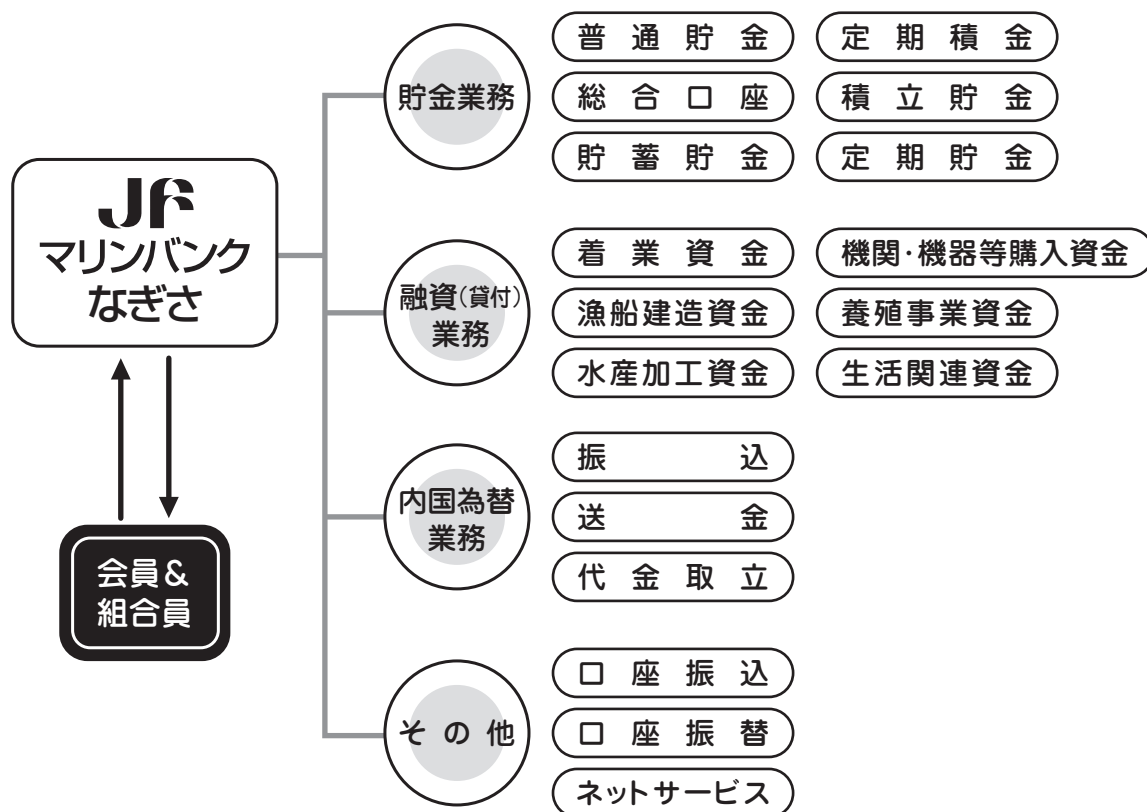
JF なぎさ信漁連は、毎日の暮らしに役立つ、会員・組合員と漁村地域の金融機関「マリンバンク」です。

JF グループの一員としてその機能を発揮するものです。

取扱い業務は貯金、融資（貸付）、為替など会員（両県下の漁業協同組合等）及び会員の組合員の事業・生活に直接結びつくものです。

例えば、会員（組合員含む）からお金をお預かりし、このお預かりした貯金を原資として資金を必要とする会員等に融資したり、漁獲物の販売代金や資金決済のための為替業務を行っております。余った資金は全国系統の取りまとめ機関である農林中央金庫に預入するなどの運用を行います。

「JF マリンバンク」は、漁協、信漁連、農林中央金庫が有機的に結びついて、漁協系統金融として大きな力を発揮しております。



勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・組合員等利用者の皆さまの立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 会員・組合員等利用者の皆さまの商品利用目的、知識、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・組合員等利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、会員・組合員等利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

■ 貯金業務

会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまから貯金をお預かりしております。

種 別	特 色	期 間	最低預入額
当 座	現金がいつでも自由に出し入れできる、身近で便利な貯金です。 食費・衣服費・光熱費などのお取り引きの都度、通帳の摘要欄にメモしておき、家計簿がわりにお使いいただける貯金です。	定めなし	1 円
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金を組み合わせ、使う・貯める・借りるをセットにした多機能商品です。ご利用いただける方は、“個人”に限定されています。定期貯金の90%（最高900万円）までの貸越が受けられます。急な出費の時や自動引落しによる残高不足の時でも安心です。		
決 済 用 貯 金	貯金が貯金保険制度により全額保護されます。いつでも自由に出し入れでき、口座から公共料金やクレジットカードなどの自動支払い、口座振替などの決済にご利用いただけます。但し、貯金保険制度上、無利息となっております。		
貯 蓄 貯 金	普通貯金の便利さと金額階層に応じた金利の有利さを兼ね備えた、個人用の貯金です。		
納税準備貯金	納税用の口座です。払戻しは納税に限られます。		
当 座 貯 金	決済用の小切手・手形をご利用いただくための貯金です。	7 日以上	1 万円
通 知 貯 金	余裕金の一時的運用に便利な貯金です。		
定 期 日 指 定 定 期	お預入れから1年間以上の措置のあと、いつでも満期日を指定できる定期貯金です。利息は1年ごとの複利計算方式で長く預けるほど有利です。	最長 3 年	1 円
スーパ－定期	お預入れは1円から手軽にはじめられる定期貯金です。1ヵ月から5年の範囲でお預入期間が選べる〈定型方式〉と、5年未満の範囲で満期日を指定できる〈期日指定方式〉、3年以上の複利方式があります。	1 ヶ月以上 5 年以内	
大 口 定 期	まとまったお金の運用に有利な高利回りの定期貯金です。1,000万円からのお預入れにご利用下さい。	6 ヶ月以上 7 年以内	1,000万円
定 期 積 金	一定の掛金を決めて積立てる〈定額型〉と、満期日のお受取金額を設定して一定の掛金を積立てる〈目標型〉があります。	6 ヶ月以上 7 年以内	100円
漁 協 積 立 貯 金	水揚げ算代金からの定率による自動振替及び任意の窓口入金ができる〈水揚げ天引型〉と一定額及び任意の窓口入金ができる〈定額積立型〉があります。無理なく安全・有利な積立貯金です。	1 年の 自動継続	1 円

■ 為替業務

会員並びに組合員はもちろん、地域住民のみなさまが「お金を送金したり、受け取ったり」するときなどにご利用いただいております。

現金の直接授受や持ち運びに比べて、手間や時間もかからず、紛失、盗難などの危険も少なく大変便利です。

種 類	内 容
送 金	受取人が金融機関に預貯金口座を持っていない場合に利用する方法で、送金小切手を使用いたします。
振 込	受取人が金融機関に預貯金口座を持っている場合に利用する方法です。送られたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
代金取立	販売代金などを手形や小切手で受け取った場合に、期日に資金化する方法です。期日に取り立てたお金は、貯金口座に入金いたします。

■ 融資(貸付)業務

融資につきましても、会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、水産関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫資金の代理業務も行っています。

種 類		内 容			貸出限度	償還期限
事 業 資 金	設備資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金 (漁船建造、機器の取得、漁具倉庫の建設等)			事業費の範囲内	20年以内
	経営資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な中長期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)			事業費の範囲内	10年以内
	水産業経営資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な短期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)			担保等による	1 年以内
業 資 金	制 度 資 金	漁業近代化資金	漁船建造	20トン未満	9,000万円	20年以内
				20トン以上	36,000万円	
			機関・機器等の購入	個人	9,000万円	10年以内
	法人	36,000万円				
	豊 かな 海 づ くり 資 金 (旧 漁 業 振 興 資 金)	漁業体験施設の整備に必要な資金	水産加工資金		9,000万円	15年以内
			漁船の維持修繕費、養殖種苗・加工原材料購入費及び資源管理並びに担い手支援等に必要な短期の運転資金	個人	1,000万円	1 年以内
				法人	3,000万円	
			天災、油濁事故等により被害を受けた漁業者が漁業経営に必要な資金	個人	1,000万円	5 年以内
				法人	2,000万円	
	個人	500万円				
生 活 資 金	住宅ローン 生活ローン 共済ローン カードローン	燃油供給安定化に必要な資金			法人	1,000万円
					県漁連	40,000万円
		1 年以内				
		住宅の新築、購入、増改築、土地購入等に必要な資金			10,000万円	35年以内
		自動車等生活用品購入、学校入学金・結婚費等の生活資金			1,500万円	20年以内
		「チョコー」または「くらし」の全期前納資金			掛金の範囲内	10年以内
		原則自由（事業性資金を除く）			100万円	3 年以内

注) 融資金利等詳細につきましては、お近くのＪＦなごさ信漁連の窓口にお問い合わせ願います。
ご利用に際しては、貸出条件・ご利用限度額・ご返済方法等十分ご確認の上、無理のない借入計画をおすすめいたします。

■ その他のサービス

種 類	内 容
自動引落しサービス	電話・電気・水道等の公共料金、その他の料金についてご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
自動入金サービス	国民年金・厚生年金等の各種年金や給与についてご指定の貯金口座に自動的に入金いたします。
自動振込サービス	毎月ご指定の日に家賃等についてご指定の金額をご指定の貯金口座から自動的にお振込みいたします。
各種公金の収納	自動車税等県税、固定資産税等市町税等の公金収納を取扱っております。
キャッシュカード 	当連合会発行のキャッシュカードを利用して全国の漁協・信漁連・農林中金のＡＴＭ・ＣＤはもちろん、Mics加盟の銀行・信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行等のＡＴＭ・ＣＤ（左のマークのあるＡＴＭ等）からのご出金・残高照会サービスもご利用いただけます。 また、J-Debitマークのある加盟店でのお買い物にもご利用いただけます。
マリンクレジットカード 	ショッピング、レジャー等に便利なクレジットカードで、国内はもとより海外でもご利用いただけます。 全国の漁協・信漁連・農林中央金庫のＡＴＭでキャッシングサービスがご利用いただけます。 また、車やバイクのトラブルに24時間365日対応する“ロードサービス”も取扱いいたしております。
インターネットバンキング	窓口やＡＴＭに行かなくても、ご自宅や職場のインターネット接続可能なパソコン・携帯電話から残高照会やお振込サービスをお気軽にご利用いただけます。

マリンメモ

ＡＴＭご利用手数料の無料化

- ＪＦマリンバンク内のＡＴＭでご入金、ご出金する際のご利用手数料が無料ですすべての時間帯ご利用いただけます。
○当連合会のキャッシュカードのご利用によるＡＴＭご利用手数料は次のとおりです。（令和８年３月31日現在）

	平 日			土 曜 日		日 祝 祭 日	
	8:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～21:00	8:00～21:00
なぎさ信漁連ATM 他都道府県信漁連・漁協ATM	無 料						
J AバンクATM	無 料						
ゆうちょ銀行ATM	110円	無料	110円	110円	110円	110円	110円
セブン銀行ATM (セブンイレブンATM)	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
ローソンATM	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
E-net ATM (ファミリーマート他)	110円	無料	110円	110円	無料	110円	110円
他行ATM	220円	110円	220円	220円	110円	220円	220円

- ※ J Aバンク・他行ＡＴＭでの入金はお取扱できません。
※ 総合口座で貸越となっている口座、またはお取引により、貸越となる口座については、他行ＡＴＭでの時間外の出金が出来ない場合があります。

■ 手数料一覧

為替手数料

(令和８年３月31日現在)

種 類	本会 本・支店宛	他金融機関宛
振込手数料	3万円未満 1件につき 220円 3万円以上 1件につき 440円	605円 770円
振込手数料（ＡＴＭ）	3万円未満 1件につき 無 料 3万円以上 1件につき 無 料	210円 360円
振込手数料（インターネットバンキング）	3万円未満 1件につき 無 料 3万円以上 1件につき 無 料	165円 330円
代金取立手数料	1通につき 電子交換 440円 個別取立 1,100円	

住宅ローン事務手数料

(令和８年３月31日現在)

貸付事務手数料（全国保証・協同住宅ローンは除く）	1案件につき	33,000円
固定金利選択手数料	1案件につき	5,500円
繰上償還手数料	変動金利選択中	
	一部繰上償還	1回につき 5,500円
	全部繰上償還	1回につき 5,500円
	特約期間中	
	一部繰上償還	1回につき 22,000円
	全部繰上償還	1回につき 33,000円
	特約期間終了後	
	一部繰上償還	1回につき 5,500円
	全部繰上償還	1回につき 33,000円

注）令和８年４月１日より融資事務手数料として、見直しを行っています。

その他手数料

(令和８年３月31日現在)

送金、振込の組戻料	1件につき	880円
不渡手形返却料	1通につき	1,100円
取立手形組戻料	1通につき	1,100円
取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
※1,100円を超える取立費用をようする場合は、その実費		
再発行手数料（通帳・証書・キャッシュカード）	1件につき	1,100円
支払利息証明書手数料	1通につき	(定期発行)440円 (都度発行)880円 (所定様式外)2,200円
残高証明書発行手数料	1通につき	(定期発行)440円 (都度発行)880円 (所定様式外)2,200円
小切手帳発行手数料	1冊(50枚)につき	1,100円
手形帳発行手数料	1冊(50枚)につき	2,200円
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円
本会保有個人データ開示手数料	1件につき	1,100円
両替手数料	1～50枚	無料
※501枚以上、500枚毎に550円を加算	51枚～500枚	550円
金種指定出金手数料	1～50枚	無料
※501枚以上、500枚毎に550円を加算	51枚～500枚	550円
硬貨精査手数料	1～50枚	無料
※501枚以上、500枚毎に550円を加算	51枚～500枚	550円
取引履歴検索手数料（税務署等以外）	1件につき	1,100円

(注)手数料には消費税（10%）が含まれております。

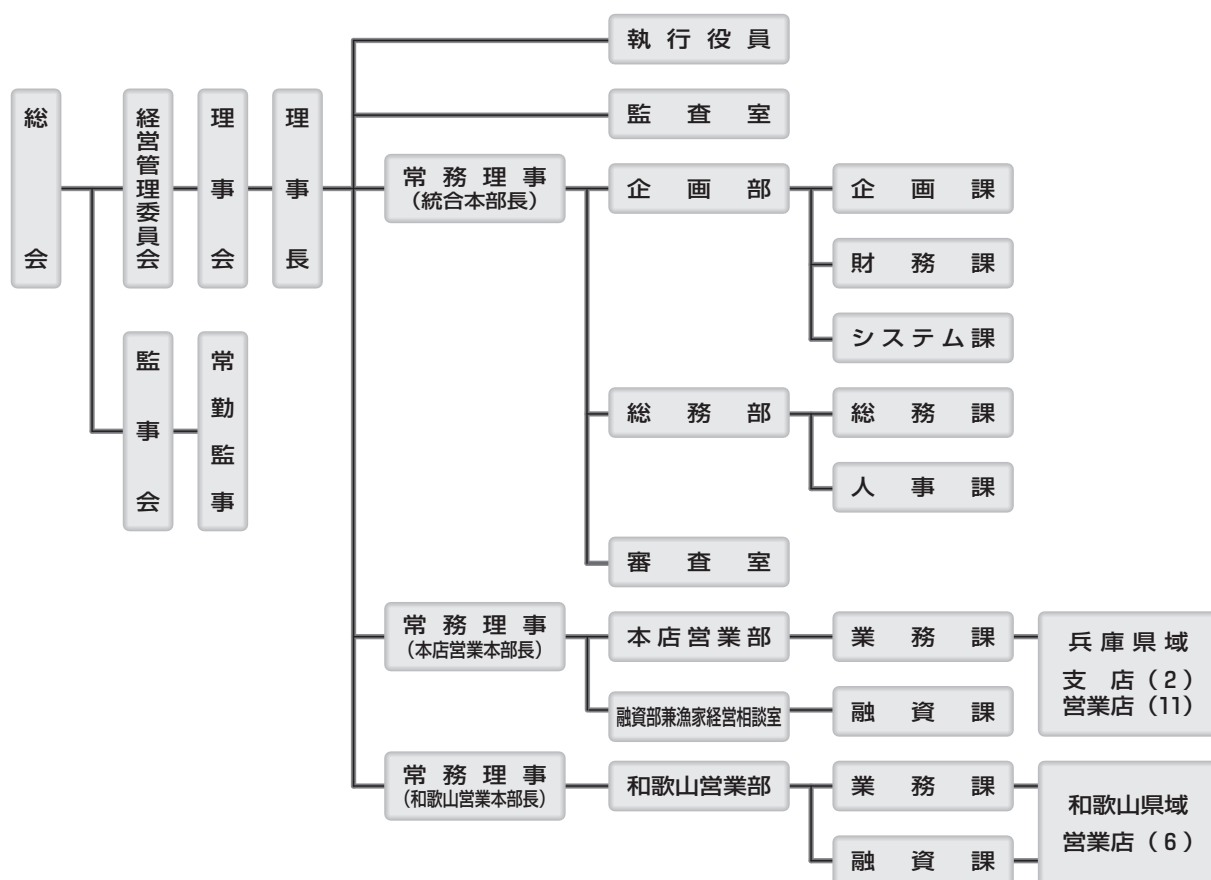
JF マリンバンクなぎさの 組織概要についてご紹介します

■ 組織構成

令和8年3月末現在

構成	正会員73（沿海漁協 56、内水面漁協 9、漁連 4、漁業生産組合 3、業種別漁協 1） 準会員 4（水産加工協 3、漁業共済組合 1） ※前年度 正会員 73、准会員 4
役員	18名（経営管理委員会 10名、理事 4名、監事 4名）
職員	76名（男性 37名、女性 39名）
店舗	本店、直営支店 2、統合支店 1、直営営業店 15、委託営業店 2 ① 本店（明石市） ② 直 営 支 店＝但馬（香美町）、和歌山（和歌山市） ③ 統 合 支 店＝坊勢（姫路市） ④ 直営営業店＝神戸（神戸市）、明石・明石浦（明石市）、淡路島（淡路市）、津名・東淡（淡路市）、 津居山（豊岡市）、柴山（香美町）、浜坂（新温泉町）、有田（有田市）、御坊（御坊市）、 串本（串本町）、田辺（田辺市）、すさみ（すさみ町）、勝浦（那智勝浦町） ⑤ 委託営業店＝家島（姫路市）、沼島（南あわじ市）

※ すさみ営業店は令和8年3月末をもって廃止しています。



■ 役員

令和8年3月末現在

役 職 名	常勤・非常勤の別	氏 名	備 考
経営管理委員会 会長	非 常 勤	村 瀬 晴 好	
経営管理委員会 副会長	非 常 勤	橘 智 史	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	山 田 智 昭	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	竹 中 太 作	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	新 居 只 吉	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	福 島 富 秋	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	市 川 智 司	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	田 伏 英 雄	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	松 村 徳 夫	
経営管理委員会 委員	非 常 勤	片 谷 匡	
代表理事理事長	常 勤	中 出 好 彦	
常務理事（統合本部長）	常 勤	吉 津 章 司	
常務理事（本店営業本部長）	常 勤	伊 賀 寛 実	
常務理事（和歌山営業本部長）	常 勤	濱 村 規 弘	
代表監事	非 常 勤	戎 本 裕 明	
監 事	非 常 勤	里 昭 彦	員外監事
監 事	非 常 勤	岸 本 明 弘	員外監事
常勤監事	常 勤	田 中 賢 太 郎	

■ 役員の就任状況

令和8年3月末現在

区 分	前年度末現在	本年度就任	本年度退任	本年度末現在	役員の定数
経営管理委員	10	2	2	10	10
理 事	常 勤	4	1	4	4
	非常勤	0	0	0	0
監 事	常 勤	1	0	1	4
	非常勤	3	2	3	
計	18	5	5	18	18

職員

令和8年3月末現在

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参 事	0	0	0	0	0
男 性 職 員 (うち出向)	4 5 (0) (3)	4 3 (0) (3)	4 2 (0) (3)	4 0 (0) (3)	3 6 (0) (2)
女 性 職 員 (うち出向)	3 9 (0) (2)	3 9 (0) (2)	3 9 (0) (2)	3 7 (0) (2)	3 8 (0) (2)
嘱 託・常 用 人 (うち出向)	2 (1) (0)	1 (1) (0)	1 (1) (0)	2 (1) (0)	2 (1) (0)
合 計 (うち出向)	8 6 (1) (5)	8 3 (1) (5)	8 2 (1) (5)	7 9 (1) (5)	7 6 (1) (4)

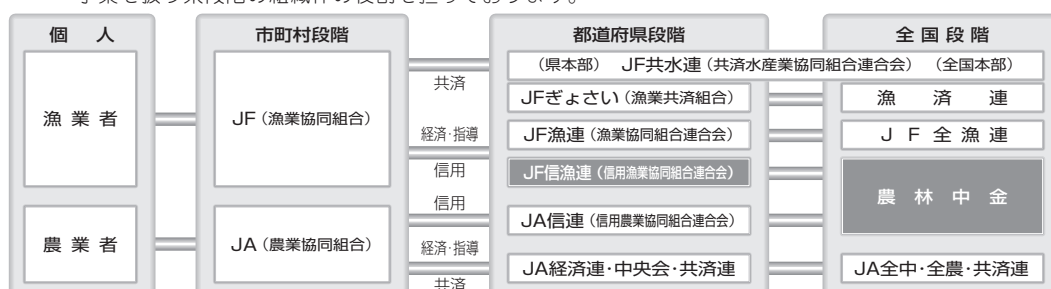
注) ()内上段は出向者数、()内下段は受入出向者数

沿革・歩み

年 月 日	主 要 事 項
平成28年1月	統合信漁連設立準備室設置
4月	合併仮調印式
5月	合併リスク管理委員会 ～29年3月(9回開催)
6月	兵庫・和歌山両県において、合併について承認
10月	両県において、平成29年4月1日付合併に係る合併契約書および覚書の締結について臨時総会にて承認
29年4月	合併総会開催 なぎさ信用漁業協同組合連合会誕生
31年3月	ジャックス仮審査WEB受付システム取扱開始
令和元年11月	持続可能な新ビジネスモデル構築に向けての取組について第19回経営管理委員会にて承認
2年3月	オリックス・クレジット株式会社(現 株式会社ドコモ・ファイナンス)と保証業務の提携開始
7月	新たな店舗運営形態(終日営業から時間・曜日限定営業)への移行(但馬、淡路島、和歌山・有田地区)
10月	新たな店舗運営形態(終日営業から時間・曜日限定営業)への移行(摂播、御坊地区) 融資部兼漁家経営相談室新設
3年1月	新たな店舗運営形態(終日営業から時間・曜日限定営業)への移行(串本地区)
8月	中長期ビジョン策定委員会 ～4年1月(5回開催)
10月	香美町と本会を含む漁業関連5団体において地域活性化に向けた包括連携協定を締結
4年1月	第34回経営管理委員会にて、中長期ビジョン策定委員会からの提言書を受領
7年7月	6支店(神戸・明石・淡路島・有田・御坊・串本)の営業店化を実施



- 系統組織 下図のとおり、私たちの協同組織は、市町村段階・県段階・全国段階の組織体がそれぞれの事業を担当しています。この市町村段階から全国段階までの協同組織を「系統組織」と呼び、当連合会はこの系統組織のなかで信用事業を扱う県段階の組織体の役割を担っております。



- 農林中央金庫 市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会等を出資団体とする協同組織の全国金融機関です。農林中央金庫の格付はA1 (moody's) で、邦銀の中では上位を取得しております。

JF マリンバンクなぎさの

令和7年度各事業の業績についてご報告します

事業の状況

昨年度の日本経済は、トランプ関税による影響が限定的であったことから、景気は緩やかな改善基調を辿り、2月の衆院選挙後には政策に対する国民の期待感が広がりました。

しかしながら、突然の中東情勢の緊張の高まりから状況は一変し、混乱が激化、長期化するとの警戒感から金融市場は波乱の展開となり、また、原油価格の上昇観測が強まり、物価高騰への不安が拡大しました。

金融政策面においては、昨年12月に政策金利を0.50%から0.75%への引き上げを決定しました。

政策金利が0.50%を上回るのは、1995年以来30年ぶりになります。

金融市場の不安定な状況が続けば、追加利上げの見送り要因になるものの、円安による物価上昇リスクを踏まえ、日銀の利上げスタンスに変化はないものと見込まれます。

さて、令和7年度においては、経営の基本目標に中長期ビジョンの実現を掲げ、「収支構造のさらなる安定化」と「漁村地域への貢献と組織基盤強化のための体制整備」に取り組んでまいりました。

事業量の伸長と利ザヤ拡大により、経費率が大幅な改善となったほか、兵庫西部でのカキ養殖被害支援対策として、関係機関と連携して既往債務の返済猶予と迅速かつ適切な資金対応に努めました。

その結果、多額の不祥事損害額の計上を余儀なくされたものの、運用環境の好転により、適正な利益水準を確保することができました。

貯金業務につきましては、期末残高目標165,351百万円を設定して推進してまいりました。

個人貯金を中心とした定期貯金キャンペーンが低調であったことや、基幹漁業の生産額の落ち込みを受け、期末残高は159,900百万円と目標を5,451百万円下回る実績となりました。

貸出業務につきましては、期末残高目標31,925百万円を設定し、融資推進に努めてまいりました。

補助事業を活用した代船建造等の事業性資金はもとより、渉外活動による各種ローン推進に取り組むとともに地域行政に対する公共事業融資や災害資金対応にも積極姿勢で臨んだ結果、期末残高は33,831百万円と目標を1,906百万円上回る実績となりました。

一方、財務健全性については、内部留保による自己資本の充実に努めたことから、自己資本比率が前年度対比0.90ポイント増加の10.03%となりました。

融資についての考え方

組合員が自ら集めた資金を組合員が必要とする資金として貸し出すという相互扶助の精神に基づく系統金融の理念のもと、適切かつ迅速に対応してまいります。

また、地域の金融円滑化を本会の社会的使命と認識し、その取組態勢を整備・確立し、取り組んでまいります。

- ① 組合員の設備投資における制度資金（近代化資金等）の有効な活用や、適切な範囲内の運転資金の融資等、健全性を確保しつつ推進します。

また、後継者育成等への取組みに対して、積極的に融資を行い、天災・人災時等における緊急時には、対策資金の適切かつ迅速な対応を図ります。

- ② 利用者のローンニーズの実態を把握し、商品設計の見直し・推進体制の整備に取り組むこととし、住宅ローンについては、本年度も貸出伸張をメインとし、推進いたします。
- ③ 当連合会が持つ浜の生活全般にわたっての相談・支援の機能を時代に即応した形で提供するため、漁家経営相談員を設置しています。相談員は、農林中央金庫と連携して、ビジネス・マッチング等による相談機能の発揮に努めています。
- ④ 地域密着型金融機関として地域の産業発展に貢献するため、地方公共団体への貸付を積極的に推進します。



資料編

■ 貸借対照表	20
■ 損益計算書	21
■ キャッシュ・フロー計算書	27
■ 剰余金処分計算書	28
■ 貯金業務	28
■ 融資業務	29
■ 為替業務	30
■ 有価証券	31
■ 経営諸指標	32
■ 自己資本の充実の状況	34
■ リスク管理情報等	46

※ 記載数値は原則単位未満を四捨五入しておりますが、合計数値が内訳数値の合計値と一致しない場合があります。

確認書

1. 私は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月29日

なぎさ信用漁業協同組合連合会
代表理事理事長 中 出 好 彦

会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、水産業協同組合法第41条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
科 目	令和 6 年度末	令和 7 年度末	科 目	令和 6 年度末	令和 7 年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,408	2,046	貯金	169,810	159,900
預け金	135,227	122,144	当座貯金	184	169
系統預け金	129,784	116,109	普通貯金	74,788	66,039
系統外預け金	5,443	6,035	貯蓄貯金	10	10
有価証券	1,976	1,969	納税準備貯金	687	766
地方債	174	167	別段貯金	509	502
社債	598	598	定期貯金	91,331	90,117
外国証券	1,204	1,204	積立定期貯金	423	416
貸出金	32,462	33,832	定期積金	1,878	1,881
手形貸付金	1,208	1,347	借入金	2,600	300
証書貸付金	27,272	28,558	その他負債	292	503
当座貸越	1,282	1,227	貸付留保金	47	98
金融機関貸付	2,700	2,700	未払法人税等	38	81
その他資産	219	373	従業員預り金	106	105
未決済為替貸	4	4	未決済為替借	29	31
未収収益	184	321	未払費用	55	166
その他の資産	31	48	前受収益	6	9
固定資産	121	67	その他の負債	11	13
有形固定資産	118	65	諸引当金	308	270
無形固定資産	3	2	賞与引当金	38	36
外部出資	5,487	5,487	退職給付引当金	265	229
長期前払費用	62	52	睡眠貯金払戻引当金	5	5
繰延税金資産	29	89	債務保証	4	3
債務保証見返	4	3	負債の部合計	173,014	160,976
貸倒引当金	▲ 201	▲ 196	会員資本	4,780	4,890
			出資金	2,772	2,772
			利益剰余金	2,008	2,118
			利益準備金	800	860
			その他利益剰余金	1,208	1,258
			任意積立金	1,057	1,105
			当期末処分剰余金	151	153
			(うち当期利益金)	137	138
			総資産の部合計	4,780	4,890
資産の部合計	177,794	165,866	負債及び純資産の部合計	177,794	165,866

損益計算書

(単位：百万円)

費 用 の 部	令和 6 年度	令和 7 年度	収 益 の 部	令和 6 年度	令和 7 年度
経常費用	1,088	1,282	経常収益	1,272	1,605
資金調達費用	110	307	資金運用収益	1,206	1,558
貯金利息	100	296	貸出金利息	431	493
支払雑利息	10	11	預け金利息	71	308
役務取引等費用	21	21	有価証券利息配当金	28	28
内国為替支払手数料	2	2	受入雑利息	0	0
その他支払手数料	12	11	受取奨励金	676	729
その他の役務取引等費用	7	8	役務取引等収益	30	31
その他事業費用	45	44	内国為替受入手数料	18	18
融資保険料	33	32	その他受入手数料	11	12
支払助成金	3	3	その他の役務取引等収益	1	1
事業推進費	9	9	その他事業収益	33	6
債権管理費	0	0	受取出資配当金	2	1
事業管理費	870	877	受取助成金	31	5
その他経常費用	42	33	その他経常収益	3	10
その他の経常費用	42	33	貸倒引当金戻入益	—	5
特別損失	1	163	その他の経常収益	3	5
法人税、住民税及び事業税	39	82			
法人税等調整額	7	▲ 60			
当期剰余金	137	138			
合 計	1,272	1,605	合 計	1,272	1,605

注記表

項 目	注 記 事 項
重要な会計方針に係る事項に関する注記	1. 有価証券（外部出資含む）の評価基準及び評価方法は次の通りです。 1）満期保有目的の債券は、移動平均法による償却原価法（定額法）によっております。 2）市場価格のない株式等については移動平均法による原価法です。 2. 固定資産の減価償却の方法は次の通りです。 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次の通りであります。 建 物 18年～50年 その他 5年～10年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 当連合会利用ソフトウェアについては当連合会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3) リース資産 リース資産のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 3. 前払費用の処理方法は次の通りです。 1）農林漁業団体職員共済組合が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるための負担金の一部を前払費用にて拠出しております。この負担金については役職員数や標準報酬月額に応じて確定するため概算額での拠出となっており、毎月の負担金確定毎に福利厚生費で処理しております。 2）合併に伴い賞与の算定対象期間を調整したことから、賞与の調整部分について、前払費用にて支出しております。 前払した調整部分は、職員の退職時に支給する賞与にて清算しております。 4. 引当金の計上方法は次の通りです。 1）貸倒引当金は、「資産自己査定実施要綱」、「会計規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次の通り計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、「資産自己査定実施要綱」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 2）退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。 3）賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 4）睡眠貯金払戻引当金は、負債計上を中止した貯金について、貯金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。 5. リース取引の処理方法については次の通りです。 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
会計上の見積りに関する注記	1. 繰延税金資産の回収可能性 1）当事業年度の財務諸表に計上した金額 89,044,662円 2）その他の情報 繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積りを限度に行っております。 翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和8年3月に作成した経営戦略シートを基礎として、当会が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および当会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 2. 固定資産の減損 1）当事業年度の計算書類に計上した金額 63,976,520円 2）その他の情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年3月に作成した経営戦略シートを基礎として算出しており、経営戦略シート以降の将来キャッシュ・フローや、割引

	率等については、一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境および当会の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。												
貸借対照表に関する注記	1. 有形固定資産の減価償却累計額は621,413,670円、圧縮記帳累計額は15,500,000円（うち、当期圧縮記帳額0円）です。 2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ATMの一部については、リース契約により使用しております。 3. 担保に供している資産は、次の通りです。<table><tr><td>担保に供している資産</td><td>系統外預け金</td><td>10,100,000円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td>公金収納担保</td><td>440,380円</td></tr></table>上記のほか、為替資金決済等の取引の担保として、系統預け金6,000,000,000円を差し入れております。 4. 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額（貯金担保貸出を除く）は656,924,751円です。（理事、経営管理委員及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。） 5. リスク管理債権の内訳は次の通りです。 1）債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は98,095,556円、危険債権額は510,743,963円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 2）債権のうち三月以上延滞債権額は0円です。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。 3）債権のうち、貸出条件緩和債権額は18,370,000円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 4）破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は627,209,519円です。 なお、上記1）から4）に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,304,471,446円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が6,247,409,139円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	担保に供している資産	系統外預け金	10,100,000円	担保資産に対応する債務	公金収納担保	440,380円						
担保に供している資産	系統外預け金	10,100,000円											
担保資産に対応する債務	公金収納担保	440,380円											
損益計算書に関する注記	1. 当事業年度において固定資産の減損損失を次の通り特別損失に計上しました。 1）グルーピングの方法 本店（本店営業本部を除く）を共用資産とし、管理会計の最小区分である支店単位（本店営業本部を含む）でグルーピングしています。 なお、営業店は、支店管理のもと、窓口での貯金業務や渉外業務を行っており、融資に係る決裁権限を有していないことから、管轄する支店グループに含めています。 2）当事業年度において減損損失を認識した資産又は資産グループ<table><tr><td>場 所</td><td>用 途</td><td>種 類</td><td>減損損失</td></tr><tr><td>和歌山支店</td><td>事業用資産</td><td>土地・器具・備品</td><td>63,976,520円</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td>63,976,520円</td></tr></table> 3）減損損失の認識に至った経緯 上記の支店は事業収支が連続赤字の状態にあるため、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。 4）回収可能価額の算定方法 和歌山支店の回収可能価額については正味売却価額としており、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。 2. その他特別損失は、不祥事件に係る実損害額です。	場 所	用 途	種 類	減損損失	和歌山支店	事業用資産	土地・器具・備品	63,976,520円	合 計			63,976,520円
場 所	用 途	種 類	減損損失										
和歌山支店	事業用資産	土地・器具・備品	63,976,520円										
合 計			63,976,520円										
金融商品に関する注記	1. 金融商品の状況に関する事項 1）金融商品に対する取組方針 当会は、兵庫県及び和歌山県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員(以下、所属員という。))に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。 当会は貯金、借入金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、余裕資金は農林中金に預け入れるほか、地方債等の有価証券による運用を行っております。 2）金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、58.6%は水産業等に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 借入金は日本銀行の金融政策に基づく日銀成長基盤強化支援資金です。 3）金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理												

当会は、個別の重要案件又は大口案件については経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を配置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部財務課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。

運用部門は、経営管理委員会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が419,503,866円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない出資等は、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	122,144,423,961	121,243,328,043	▲ 901,095,918
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,968,829,789	1,653,759,734	▲ 315,070,055
(3) 貸出金	33,831,739,917	—	—
貸倒引当金（※）	▲ 195,581,647	—	—
	33,636,158,270	36,821,923,056	3,185,764,786
資産計	157,749,412,020	159,719,010,833	1,969,598,813
(1) 貯金	159,900,264,881	159,361,178,499	▲ 539,086,382
(2) 借入金	300,000,000	299,568,368	▲ 431,632
負債計	160,200,264,881	159,660,746,867	▲ 539,518,014

※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した

額を時価に代わる金額としています。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

2) 借入金

借入金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

4. 市場価格のない出資等は次の通りであり、2.の金融商品の時価情報に含まれていません。（単位：円）

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資	4,226,610,000
② 系統外出資	1,260,840,000
合 計	5,487,450,000

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	119,744,423,961	—	—	—	—	2,400,000,000
有価証券	7,400,000	7,400,000	107,400,000	7,400,000	107,400,000	1,729,700,000
満期保有目的の債券	7,400,000	7,400,000	107,400,000	7,400,000	107,400,000	1,729,700,000
貸出金（*）	6,265,190,890	3,385,500,550	3,440,042,097	2,811,048,099	2,272,998,978	15,448,477,564
合 計	126,017,014,851	3,392,900,550	3,547,442,097	2,818,448,099	2,380,398,978	19,578,177,564

（*1）貸出金のうち、当座貸越1,226,941,849円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

（*2）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等208,481,739円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額（単位：円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（*）	148,973,683,148	4,683,516,686	5,691,404,628	287,237,036	166,955,383	97,468,000
借入金	300,000,000	—	—	—	—	—
合 計	149,273,683,148	4,683,516,686	5,691,404,628	287,237,036	166,955,383	97,468,000

（*）貯金のうち要求払貯金67,485,970,293円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

時価が貸借対照表計上額を超えるものはありません。

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	166,700,000円	126,112,634円	▲ 40,587,366円
社 債	598,382,738円	531,650,000円	▲ 66,732,738円
外国証券	1,203,747,051円	995,997,100円	▲ 207,749,951円
小 計	1,968,829,789円	1,653,759,734円	▲ 315,070,055円
合 計	1,968,829,789円	1,653,759,734円	▲ 315,070,055円

2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は次の通りです。

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成28年12月16日）に基づき、簡便法により行っております。

2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	264,843,776円
退職給付費用	14,823,640円
退職給付の支払額	▲ 51,078,736円
期末における退職給付引当金	228,588,680円

3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	228,588,680円
退職給付引当金	228,588,680円

4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	14,823,640円
----------------	-------------

2. 人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,165,492円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は39,528,714円となっております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次の通りです。

<繰延税金資産>

貸倒引当金	25,960,145円
貸倒損失否認	9,325,845円

賞与引当金	10,242,930円
未払事業税	4,937,161円
退職給付引当金	65,376,362円
退職準備積立金	51,480円
減価償却限度超過額	18,887,874円
貸付金未収利息	367,990円
睡眠貯金払戻引当金	1,539,909円
減損損失	47,096,060円
その他	27,731,030円
繰延税金資産小計	211,516,786円
評価性引当額	▲ 122,472,124円
繰延税金資産合計	89,044,662円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は次の通りです。

法定実効税率	27.89%
(調整)	
交際費等永久に損金にされない項目	0.79%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 0.10%
住民税均等割等	4.23%
評価性引当額の増減	▲ 17.69%
防衛特別法人税による影響	▲ 1.39%
その他	▲ 0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.55%

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	1,675	▲ 12,444
税引前当期利益	182	159
減価償却費	23	18
減損損失	2	64
貸倒引当金の増減額	11	▲ 5
退職給付引当金の増加額	▲ 56	▲ 36
その他の引当金・積立金の増減額	▲ 0	▲ 2
資金運用収益	▲ 1,206	▲ 1,558
資金調達費用	111	307
有価証券関係損益	0	0
固定資産処分損益	0	2
貸出金の純増減	▲ 639	▲ 1,370
預け金の純増減	▲ 6,000	950
貯金の純増減	11,580	▲ 9,910
借入金の純増減	▲ 3,300	▲ 2,300
その他	▲ 94	48
資金運用による収入	1,171	1,424
資金調達による支出	▲ 75	▲ 197
小計	(1,710)	(▲ 12,406)
法人税等の支払額	▲ 35	▲ 38
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 373	▲ 22
有価証券の償還による収入	107	7
固定資産の取得による支出	▲ 8	▲ 29
外部出資による支出	▲ 472	—
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 22	▲ 28
出資の増額による収入	0	—
出資金の払戻しによる支出	0	—
出資配当金の支払額	▲ 22	▲ 28
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	1,280	▲ 12,494
VI 現金及び現金同等物の期首残高	22,215	23,495
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	23,495	11,001

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目		令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金		151	153
(目的積立金取崩額)		(0)	(0)
剰余金処分額		136	141
内 訳	利益準備金	60	65
	任意積立金	48	48
	(うち優先出資消却積立金)	(3)	(3)
	(うち特別修繕積立金)	(15)	(5)
	出資配当金	28	28
	(普通出資に係る配当金)	(22)	(22)
	(優先出資に係る配当金)	(6)	(6)
次期繰越剰余金		15	12

- (脚注)
- (1) 普通出資金の配当は年1.00%の割合です。
優先出資の配当は年1.00%の割合です。
- (2) 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額及び取扱基準等は次のとおりです。
- | 種類 | 積立目的 | 目標額 | 取扱基準 | 既積立額 |
|-----------|--|-----------|---|-------|
| 優先出資消却積立金 | 配当政策や資本効率の観点から当該出資金の減額の際の支出に充てるために積み立てる。 | 600百万円 | 行政庁の認可を得たうえで、目的を達するための支出に対して、経営管理委員会の議決を経て取り崩す。 | 85百万円 |
| 特別修繕積立金 | 保有する建物等固定資産の老朽化に伴い、将来発生が見込まれる支出に充てるために積み立てる。 | 目標額は定めない。 | 目的が達成された場合には、当該積立金の全額を取り崩す。 | 43百万円 |
- (3) 次期繰越剰余金に含まれる水協法第55条第7項（水協法第92条第3項において準用する場合を含む。）に規定する経営指導・教育情報事業に充てるための繰越額（いわゆる教育情報資金）は、8,000千円である。

(注)出資金等に対する配当率等

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
普通出資金に対する配当金配当率	7 0.30%	11 0.50%	16 0.75%	22 1.00%	22 1.00%
優先出資金に対する配当金配当率	6 1.00%	6 1.00%	6 1.00%	6 1.00%	6 1.00%
事業の利用分量に対する貯金配当金貸出金配当金配当率	— — —%	— — —%	— — —%	— — —%	— — —%

貯金業務

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分			令和 6 年 度 末		令和 7 年 度 末	
			金 額	構成比	金 額	構成比
種 類 別 残 高	当 座 性	当座貯金	184	0.1	169	0.1
		普通貯金	74,788	44.1	66,039	41.3
		貯蓄貯金	10	0.0	10	0.0
		納税準備貯金	687	0.4	766	0.5
		通知貯金	－	－	－	－
		別段貯金	509	0.3	502	0.3
	小 計		76,178	44.9	67,486	42.2
	定 期 性	定期貯金	91,331	53.8	90,117	56.3
		（うち固定金利）	(91,331)	(53.8)	(90,117)	(56.3)
		（うち変動金利）	（－）	（－）	（－）	（－）
		積立定期貯金	423	0.2	416	0.3
		定期積金	1,878	1.1	1,881	1.2
	小 計		93,632	55.1	92,414	57.8
	合 計		169,810	100.0	159,900	100.0
貯金者区分残高	員 内	会員貯金	17,076	10.1	14,245	8.9
		組合員直接預り	78,729	46.4	78,097	48.8
		小 計	95,805	56.5	92,342	57.7
	員 外	地方公共団体	8,870	5.2	8,809	5.5
		その他	65,135	38.3	58,749	36.8
		小 計	74,005	43.5	67,558	42.3
合 計		169,810	100.0	159,900	100.0	

- (注) 固定金利＝預入時に満期までの利率が確定する定期貯金
変動金利＝預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	59,271	38.4	67,532	41.7	8,261
定期性貯金	94,982	61.6	94,546	58.3	▲ 436
小 計	154,253	100.0	162,078	100.0	7,825
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	154,253	100.0	162,078	100.0	7,825

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋納税準備貯金＋通知貯金＋別段貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

財形貯蓄残高

該当ございません

融資業務

貸出金残高（種類別・金利別・使途別・貸出先別）

（単位：百万円、％）

区 分			令和 6 年 度 末		令和 7 年 度 末	
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
種 類 別	割引手形		—	—	—	—
	手形貸付金		1,208	3.7	1,347	4.0
	証書貸付金		27,272	84.0	28,558	84.4
	当座貸越		1,282	4.0	1,227	3.6
	金融機関貸付		2,700	8.3	2,700	8.0
	合 計		32,462	100.0	33,832	100.0
金 利 別	固定金利貸出		23,144	71.3	24,584	72.7
	変動金利貸出		9,318	28.7	9,248	27.3
使 途 別	設備資金		22,251	68.5	22,079	65.3
	運転資金		10,211	31.5	11,753	34.7
貸 出 先 別	員 内	会 員	3,578	11.0	3,343	9.9
		組合員直接貸付	13,992	43.1	14,445	42.7
		小 計	17,570	54.1	17,788	52.6
	員 外	地方公共団体	6,141	18.9	7,019	20.7
		金融機関	2,700	8.3	2,700	8.0
		その他	6,051	18.7	6,325	18.7
		小 計	14,892	45.9	16,044	47.4
	合 計		32,462	100.0	33,832	100.0

（注）個人向け貸出金のうち、住宅関連及び自動車ローンは設備資金、その他のローンは運転資金としている。
設備資金＝長期資金－（経営資金＋生活ローン（自動車ローンを除く）＋共済ローン）

種類別貸出金平均残高

（単位：百万円、％）

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付金	1,476	4.6	1,310	4.0	▲ 166
証書貸付金	26,145	82.5	27,607	83.9	1,462
当座貸越	1,204	3.8	1,273	3.9	69
金融機関貸付	2,879	9.1	2,700	8.2	▲ 179
合 計	31,704	100.0	32,890	100.0	1,186

貸出金担保別内訳

（単位：百万円、％）

区 分	令和 6 年度 末		令和 7 年度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯金等	1,113	3.5	1,126	3.3	13
有価証券	900	2.7	900	2.7	0
動産	—	—	—	—	—
不動産等	2,119	6.6	1,867	5.5	▲ 252
その他担保物	4	0.0	2	0.0	▲ 2
小 計	4,135	12.8	3,895	11.5	▲ 240
基金協会保証	12,871	39.6	13,557	40.1	686
その他の保証	4,308	13.3	4,479	13.2	171
小 計	17,179	52.9	18,036	53.3	857
信用	11,147	34.3	11,901	35.2	754
合 計	32,462	100.0	33,832	100.0	1,370

（注）貯金等＝貯担（定期等）＋積担（定期積金）。 不動産等＝不動産等（動産＋不動産）－基金協会債権（重複を控除）。
その他担保物＝商業手形（転貸債権）＋当座貸越（特殊当座・カードローンを除く）。
その他の保証＝信販会社。 信用＝特殊当座・カードローンを含む。

業種別貸出金残高

（単位：百万円、％）

区 分	令和 6 年度 末		令和 7 年度 末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農水産業	15,154	46.7	15,413	45.6	259
製造業	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—
運輸・通信業	80	0.2	55	0.2	▲ 25
卸売・小売業	64	0.2	24	0.1	▲ 40
金融・保険業	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—
サービス業	3,657	11.3	3,867	11.4	210
地方公共団体	6,141	18.9	7,019	20.7	878
金融機関	2,700	8.3	2,700	8.0	0
その他	4,666	14.4	4,754	14.0	88
合 計	32,462	100.0	33,832	100.0	1,370

保証業務

債務保証担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和 6 年度末		令和 7 年度末		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
貯金等	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産等	—	—	—	—	—
その他担保物	—	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—	—
信用	4	100.0	3	100.0	▲ 1
合 計	4	100.0	3	100.0	▲ 1

代理業務

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受託先別	令和6年度末	令和7年度末
株式会社日本政策金融公庫(農林)	143	224
独立行政法人住宅金融支援機構	74	61
独立行政法人福祉医療機構	2	2
株式会社日本政策金融公庫(教育)	11	9
合 計	230	296

(事務委託)

(単位：百万円)

受託先別	令和6年度	令和7年度
兵庫県沿岸漁業改善資金	12	9

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類別)

(単位：百万円)

		令和 6 年度末	令和 7 年度末	増 減
漁業	海面漁業	5,125	4,880	▲ 245
	海面養殖漁業	3,459	4,437	978
	その他漁業	79	70	▲ 9
	漁業関係団体等	7,676	7,451	▲ 225
合 計		16,339	16,838	499

(注) 1. 本表は、水産業関係の貸出残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出残高（生活資金等）は含まれておりません。
2. 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めていません）

(資金種類別)

(単位：百万円)

		令和 6 年度末	令和 7 年度末	増 減
プロパー資金		3,057	3,145	88
水産制度資金		13,282	13,693	411
	漁業近代化資金	12,352	12,219	▲ 133
	その他制度資金	930	1,474	544
合 計		16,339	16,838	499

(注) 3. プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
4. 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③株式会社日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここは②のみを掲載しております。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

		令和 6 年度末	令和 7 年度末	増 減
株式会社日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		143	224	81
合 計		143	224	81

(注) 5. 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

為替業務

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類			令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		
			仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向	
種 類	送金・振込	件数	38,482	63,586	38,859	62,960	
		金額	65,199	91,732	65,089	75,229	
	代金取立	件数	761	577	652	450	
		金額	2,469	662	1,165	387	
	合 計		件数	39,243	64,163	39,511	63,410
			金額	67,668	92,394	66,254	75,616

有価証券

保有有価証券平均残高及び利回り

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度			増 減
	金 額	構成比	利 回	金 額	構成比	利 回	
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	180	9.0	0.76	172	8.7	0.76	▲ 8
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—
社債	618	30.9	1.03	598	30.3	1.02	▲ 20
外国証券	1,204	60.1	1.71	1,204	61.0	1.73	0
受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,002	100.0	1.41	1,974	100.0	1.43	▲ 28

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計
令 和 6 年 度 末	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	174	—	174
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	100	398	—	598
	外国証券	—	—	100	—	1,004	—	1,204
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	100	100	200	1,576	—	1,976
令 和 7 年 度 末	国債	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	167	—	167
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	100	—	398	—	598
	外国証券	—	100	—	100	1,004	—	1,204
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	100	100	100	100	1,569	—	1,969

有価証券の含み損益（上場有価証券）

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度 末			令 和 7 年 度 末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	174	149	▲ 25	167	126	▲ 41
政府保証債	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—
社債	598	548	▲ 50	598	532	▲ 66
外国証券	1,204	1,066	▲ 138	1,204	996	▲ 208
受益証券	—	—	—	—	—	—
合 計	1,976	1,763	▲ 213	1,969	1,654	▲ 315

- (注) 1. 取得価格は、貸借対照表価額によっております。
2. 上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所における最終価格によっております。
3. 非上場有価証券のうち、時価相当額として価格等の算定が可能なものを記載しております。
4. 非上場有価証券の時価は、次の基準によっております。
① 店頭売買有価証券は、日本証券業協会が公表する売買価格等
② 公募債権は、日本証券業協会が公表する公社債店頭（基準）気配表に記載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格
③ 証券投資信託の受益証券は、基準価格によっております。

(保有目的による区分)

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度 末			令 和 7 年 度 末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	1,976	1,763	▲ 213	1,969	1,654	▲ 315
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	1,976	1,763	▲ 213	1,969	1,654	▲ 315

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末時における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ① 売買目的有価証券については保有していません。
② 満期保有目的の債券については、償却原価が貸借対照表価額として計上されております。
③ その他の有価証券については保有していません。

オフバランス取引、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、金銭の信託 該当ございません

主要な残高及び利益の推移

(単位：百万円、千口、人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	1,308	1,228	1,208	1,272	1,605
経常利益	200	229	208	184	322
当期利益金	103	158	149	137	138
出資金	2,772	2,772	2,772	2,772	2,772
出資口数	277	277	277	277	277
純資産額	4,390	4,532	4,666	4,780	4,890
総資産額	163,662	170,484	169,513	177,794	165,866
貯金	148,534	156,978	158,221	169,810	159,900
貸出金	29,401	31,002	31,815	32,462	33,832
有価証券	2,401	2,389	2,084	1,976	1,969
剰余金配当額	13	17	22	28	28
・ 出資配当金の額	13	17	22	28	28
・ 事業利用分量配当金の額	—	—	—	—	—
職員数	86	83	82	79	76
・ 受入出向職員	5	5	5	5	4
単体自己資本比率	8.85	8.84	9.07	9.13	10.03

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

資金効率(運用・調達勘定平均残高、収益、利回)

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	収 益	利 回	平均残高	収 益	利 回
貸出金	31,704	431	1.36	32,890	493	1.50
預け金	122,300	747	0.61	125,517	1,037	0.83
有価証券	2,002	28	1.41	1,974	28	1.43
実質運用勘定利回 A	156,006	1,206	0.77	160,381	1,558	0.97
貯金	154,253	100	0.07	162,078	296	0.18
借入金	4,441	—	0.00	1,314	—	0.00
貯金経費	—	879	0.57	—	886	0.55
貯金借入金原価率 B	158,694	979	0.62	163,392	1,182	0.72
運用資金利鞘 A - B			0.16			0.25

区 分	令和6年度	令和7年度
事業収益 イ	1,269	1,594
事業費用 □	1,046	1,250
事業利益 イ - □	223	344
事業収支率 □ / イ	82.4	78.4

区 分	令和6年度	令和7年度
総資金運用利回	0.79	0.97
総資金原価率	0.68	0.87
(うち貯金原価率)	(0.63)	(0.73)
総資金利ざや	0.11	0.10

(注) 総資金運用利回 = 資金運用収益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 総資金利ざや = 総資金運用利回 - 総資金原価率

資金運用及び事業粗利益

(単位：百万円、%)

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度
	資金運用収益	1,206	1,558
	資金調達費用	110	307
資金運用収支		1,096	1,251
	役務取引等収益	30	31
	役務取引等費用	21	21
役務取引等収支		9	10
	その他事業収益	33	6
	受取出資配当金	2	1
	受取助成金	31	5
	国債等債券売却益	—	—
	国債等債券償還益	—	—
	その他の事業収益	—	—
その他事業費用		45	44
その他事業収支		▲ 12	▲ 38
事業粗利益		1,102	1,231
事業粗利益率		0.71	0.77
事業純益		223	344
実質事業純益		226	348
コア事業純益		226	348
コア事業純益 (投資信託解約損益除く)		226	348

(注) 事業粗利益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)＋事業管理費＋債権管理費＋事業推進費
 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100
 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益(※)
 ※国債等債券関係損益＝債券売却益＋債券償還益－債券売却損－債券償還損－債券償却
 コア事業純益(投資信託解約損益除く)＝コア事業純益－投資信託解約損益

役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度
受入為替手数料	18	18
その他受入手数料	12	13
役務取引等収益	30	31
支払為替手数料	2	2
その他支払手数料	19	19
役務取引等費用	21	21

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分		令和 6 年度		令和 7 年度	
		残高	増減額	残高	増減額
受取利息	貸出金	431	▲ 8	493	62
	有価証券	28	▲ 3	28	0
	預け金	71	54	308	237
	合 計	530	43	829	299
支払利息	貯金	100	61	296	196
	譲渡性貯金	—	—	—	—
	借入金	—	—	—	—
	合 計	100	61	296	196
差 引		430	▲ 18	533	103

経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
人件費	役員報酬	52
	給料手当	396
	賞与引当金繰入	0
	福利厚生費	75
	退職給付費用	24
	小 計	547
旅費交通費		7
業務費		154
負担金		12
施設費		137
貯金保険料		9
雑費		2
税金		2
合 計		870

その他の経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	期 末	期 中	期 末	期 中
貯貸率	19.1	20.6	21.2	20.3
貯預率	79.6	79.3	76.4	77.4
貯証率	1.2	1.3	1.2	1.2
1 職員当り貯金平均残高	1,953		2,133	
1 職員当り貸出金平均残高	401		433	
1 店舗当り貯金平均残高	7,345		7,718	
1 店舗当り貸出金平均残高	1,510		1,566	
総資産経常利益率	0.11		0.19	
総資産当期利益率	0.08		0.08	
資本経常利益率	3.95		6.77	
資本当期利益率	2.94		2.90	

役員等の報酬体系

- ◇ 役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。

功労金については、該当ありません。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	52	—

- ◇ 対象役員は、経営管理委員10名、理事4名、監事4名です。

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

令和8年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めた結果、前年度対比0.90ポイント増加の10.03%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員から普通出資と会員外からの優先出資により調達しております。出資金額は次のとおりです。

○ 普通出資

項 目	内 容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	22億円（前年度 22億円）

○ 非累積的永久優先出資

項 目	内 容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6億円（前年度 6億円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

今後も、未処分剰余金からの内部留保により、自己資本の増強を行っていきます。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	前期末	当期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	4,714	4,819
うち、出資金及び資本準備金の額	2,772	2,772
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,008	2,118
うち、外部流出予定額 (▲)	▲ 66	▲71
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	20	16
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	20	16
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,734	4,835
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	2
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	2
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	2
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	4,732	4,833
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	49,982	46,260
資産 (オン・バランス) 項目	49,977	46,101
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)	—	—
オフ・バランス項目	5	159
CVAリスク相当額を十パーセントで除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	1,840	1,925
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—	—
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	51,822	48,185
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(二))	9.13%	10.03%

○自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和6年度末			令和7年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	2,408	0	0	2,046	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,317	0	0	7,190	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	138,936	28,359	1,134	125,971	25,852	1,034
└(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,907	442	18	1,907	441	18
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	399	200	8	399	200	8
└(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,866	6,356	254	10,499	4,673	187
└(うちトランザクター向け)	2	1	0	—	—	—
不動産関連向け	1,402	488	20	1,212	468	19
└(うち自己居住用不動産等向け)	1,402	488	20	1,212	468	19
└(うち賃貸用不動産向け)	—	—	—	—	—	—
└(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
└(うちその他不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
└(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	312	349	14	285	244	10
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	16	16	1	14	10	0
取立未済手形	4	1	0	4	1	0
信用保証協会等による保証付	12,872	1,287	51	13,557	1,356	54
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,391	1,391	56	1,391	1,809	72
上記以外	4,895	11,535	461	4,917	11,647	466
└(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	1
└(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	200	501	20	200	501	20
└(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,096	10,240	410	4,096	10,240	410
└(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	30	75	3	90	224	9
└(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
└(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	301	451	18	301	451	18
└(うち上記以外のエクスポージャー)	268	268	11	231	231	9
証券化	—	—	—	—	—	—
└(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
└(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
└(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
└(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
└(うちルクスルー方式)	—	—	—	—	—	—
└(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
└(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
└(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
└(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計	—	—	—	—	—	—
CVARリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計(信用リスク・アセットの額)	177,817	49,982	1,999	167,485	46,260	1,850

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,840	1,925
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	74	77
BI	1,227	1,283
BIC	147	154

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

○所要自己資本額

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
51,822	2,073	48,185	1,927

○信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—
法人等向けエクスポージャー		

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		令和6年度末			令和7年度末		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
法人	農林水産業	4,797	4,797	—	5,368	5,368	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	56	56	—	18	18	—
	金融・保険業	139,380	2,708	1,409	126,412	2,707	1,409
	不動産業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	7,219	7,219	—	7,341	7,341	—
	地方公共団体	6,317	6,143	174	7,190	7,023	167
	その他	399	—	399	399	—	399
個 人		11,573	11,573		11,417	11,417	
固定資産等		8,251			7,918		
合 計		177,992	32,496	1,982	166,063	33,874	1,975

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。
4. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	令和6年度末			令和7年度末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	146,127	12,265	903	133,395	12,495	1,008
1年超3年以下	5,729	5,524	205	6,892	6,491	401
3年超5年以下	5,004	4,703	301	4,606	4,506	100
5年超7年以下	5,073	2,673	100	5,899	3,499	—
7年超	7,616	7,143	473	7,200	6,734	466
期限の定めなし	8,443	188	—	8,071	149	—
合 計	177,992	32,496	1,982	166,063	33,874	1,975

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。

◇延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位：百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
法人	農林水産業	325
	製造業	—
	建設業	—
	運輸・通信業	—
	卸売・小売業	—
	金融・保険業	—
	不動産業	—
	サービス業	17
	地方公共団体	—
	その他	—
	個 人	167
合 計	509	436

(注) 全て国内取引です。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		令和6年度					令和7年度				
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
				使用目的	その他				使用目的	その他	
一般貸倒引当額		16	20	—	16	20	20	16	—	20	16
個別貸倒引当額		174	181	1	173	181	181	180	—	181	180
法人	農林水産業	103	114	—	103	114	114	114	—	114	114
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		71	67	1	70	67	67	66	—	67	66

(注) 全て国内取引です。

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
法人	農林水産業	—
	製造業	—
	建設業	—
	運輸・通信業	—
	卸売・小売業	—
	金融・保険業	—
	不動産業	—
	サービス業	—
	地方公共団体	—
	その他	—
個 人	1	—
合 計	1	—

◇信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	2,408	—	2,408	—	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	6,317	—	6,317	—	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	138,936	—	138,936	—	28,359	20%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	1,907	—	1,907	—	442	23%
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	399	—	399	—	200	50%
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	8,860	6	7,791	6	6,356	82%
（うちトランザクター向け）	45	2	—	2	—	1	45%
不動産関連向け	20～150	1,402	—	1,402	—	488	35%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1,402	—	1,402	—	488	35%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	312	—	268	—	349	130%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	16	—	16	—	16	100%
取立未済手形	20	4	—	4	—	1	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	12,872	—	12,872	—	1,287	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	1,391	—	1,391	—	1,391	100%
上記以外	100～1250	4,895	—	4,895	—	11,535	236%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1,250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	200	—	200	—	501	250%
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	4,096	—	4,096	—	10,240	250%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	30	—	30	—	75	250%
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	301	—	301	—	451	150%
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	268	—	268	—	268	100%
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちS T C要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期S T C要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちS T C・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	177,811	6	176,698	6	49,982	28%

◇信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 F(=E/(C+D))
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	2,046	—	2,046	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	7,190	—	7,190	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	125,971	—	125,971	—	25,852	21%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	1,907	—	1,907	—	441	23%
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	399	—	399	—	200	50%
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	8,939	1,560	7,857	159	4,673	58%
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	1,212	—	1,212	—	468	39%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1,212	—	1,212	—	468	39%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	242	43	193	1	244	125%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	14	—	14	—	10	72%
取立未済手形	20	4	—	4	—	1	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	13,557	—	13,557	—	1,356	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	1,391	—	1,391	—	1,809	130%
上記以外	100～1250	4,917	—	4,917	—	11,647	237%
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1,250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手 段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	200	—	200	—	501	250%
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	250	4,096	—	4,096	—	10,240	250%
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	250	90	—	90	—	224	250%
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	301	—	301	—	451	150%
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	231	—	231	—	231	100%
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期 S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポ ージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(▲)	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	165,882	1,603	164,751	160	46,260	28%

◇ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減効果適用後）													
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	2,408	—	—	—	—	2,408								
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—							
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—							
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—							
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	6,317	—	—	—	—	—	—	6,317						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	133,960	2,821	1,448	—	—	—	707	—	138,936					
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,306	601	—	—	—	—	—	—	1,907					
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	399	—	—	—	—	—	—	—	399				
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	45%	75%	85%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	2	4,157	2,670	968	—	7,797								
（うちトランザクター向け）	2	—	—	—	—	2								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け （うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	1,402	—	—	—	—	—	—	—	1,402	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け （うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け （うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—							
	60%	その他	合計											
不動産関連向け （うちその他不動産関連向け）	—	—	—											
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け （うちADC向け）	—	—	—	—										
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—								
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	30	45	193	—	268									
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	16	—	—	16									
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
取立未済手形	—	—	4	—	—	4								
信用保証協会等による保証付	—	12,872	—	—	—	12,872								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—								
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
株式等	1,391	—	—	—	—	1,391								

◇ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減効果適用後）													
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	2,046	—	—	—	—	2,046								
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—							
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—							
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—							
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	7,190	—	—	—	—	—	—	7,190						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—						
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	120,494	2,960	1,811	—	—	—	706	—	125,971					
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,306	601	—	—	—	—	—	—	1,907					
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	399	—	—	—	—	—	—	—	399				
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	45%	75%	85%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	1,115	2,730	13	4,158	8,016								
（うちトランザクター向け）	—	—	—	—	—	—								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け （うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	900	—	—	304	—	—	—	8	1,212	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.76%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け （うち賃貸用不動産向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け （うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—							
	60%	その他	合計											
不動産関連向け （うちその他不動産関連向け）	—	—	—											
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け （うちADC向け）	—	—	—	—										
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—								
	50%	100%	150%	その他	合計									
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	27	41	126	—	194									
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	8	6	—	—	14									
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
取立未済手形	—	—	4	—	—	4								
信用保証協会等による保証付	—	13,557	—	—	—	13,557								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—								
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
株式等	—	—	1,391	—	—	1,391								

◇資産(オフバランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	160,489	0	—	160,490	149,783	0	—	149,783
40%～70%	1,879	0	—	1,879	4,789	17	9	4,789
75%	4,692	25	18	4,157	1,646	46	15	1,115
80%	0	0	—	—	0	0	—	0
85%	3,199	0	—	2,670	3,116	1,514	9	2,730
90%～100%	2,698	0	10	2,688	80	23	9	61
105%～130%	0	0	—	—	0	0	—	0
150%	528	0	—	494	161	3	9	126
250%	4,326	0	—	4,326	1,391	0	—	1,391
400%	0	0	—	—	0	0	—	0
1250%	0	0	—	—	0	0	—	0
その他	0	0	—	—	0	0	—	0
合 計	177,811	25	18	176,704	160,966	1,603	10	159,995

○信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれかの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付けがAーまたはA 3以上の格付けを付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	1	—	0
自己居住用不動産等向け	—	10	—	8
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	—	11	—	8

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○CVAリスクに関する事項

「CVAリスク」とは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクのことです。

当連合会では派生商品取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当連合会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

○オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方法および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当連合会では、オペレーショナル・リスク管理要領を整備し、リスク総括担当執行役員をリスク管理部署として、オペレーショナル・リスク管理態勢の改善に向けた再発防止策等の検証するとともに、オペレーショナル・リスク事案の発生件数、内容および再発防止策等を取りまとめ、半期ごとに理事会等に報告しております。

また、監査室は、内部監査を通じて、オペレーショナル・リスク管理態勢の適切性・有効性について検証・評価を行うこととしております。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

○リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

○出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定として計上されているものであり、当連合会においては、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの評価等は、系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	5,015	—	5,015	—
合 計	5,015	—	5,015	—

◇出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当ありません。

◇貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

該当ありません。

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関係会社株式の評価損益等)

該当ありません。

○金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当連合会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当連合会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当連合会は、運用会議等により、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当連合会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算出しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

当連合会は円通貨しか取り扱っておりません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデル使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点）

特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	709	649	209	135
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	562	679		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	709	679	209	135
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,833		4,732	

信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	89	21	6	62	89
	令和7年度	98	20	14	64	98
危険債権	令和6年度	557	151	286	120	557
	令和7年度	511	126	269	114	509
要管理債権	令和6年度	28	13	—	—	13
	令和7年度	18	3	—	—	3
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	28	13	—	—	13
	令和7年度	18	3	—	—	3
小計	令和6年度	674	185	292	182	659
	令和7年度	627	149	283	178	610
正常債権	令和6年度	31,822				
	令和7年度	33,247				
合計	令和6年度	32,496				
	令和7年度	33,874				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1、注2、注4、注5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	16	20	—	16	20	20	16	—	20	16
個別貸倒引当金	174	181	1	173	181	181	180	—	181	180
合 計	190	201	1	189	201	201	196	—	201	196

貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
貸倒償却額	1	—

●○個人情報保護方針○●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当連合会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当連合会は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当連合会は、特定個人情報を適正に扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当連合会は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当連合会は、個人情報を取得する際、適正かつ適切な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当連合会は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のため必要・適切な措置を講じ、従業員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当連合会は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当連合会は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当連合会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当連合会は、保有個人情報等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人情報とは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当連合会は、個人情報につき、ご本人から質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当連合会は、個人情報について、適切な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

● ○ 情報セキュリティ基本方針 ○ ●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当連合会の情報およびお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、情報資産を適正に扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当連合会で情報の安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■ 店舗一覧

令和 8 年 3 月末現在

■ 本店・支店・営業店

店舗名	住 所	電 話 番 号	ATM
1 本 店	明石市中崎 1 丁目 2 番 3 号	078 (919) 1210	○
2 坊 勢 支 店	姫路市家島町坊勢697番地	079 (326) 0234	○
3 但 馬 支 店	美方郡香美町香住区若松747番地	0796 (36) 1334	○
4 神 戸 営 業 店	神戸市垂水区平磯 3 丁目 1 番10号	078 (704) 0880	
5 明 石 営 業 店	明石市林 3 丁目19番23号	078 (923) 4323	
6 明 石 浦 営 業 店	明石市岬町33番 1 号	078 (917) 8154	○
7 淡 路 島 営 業 店	淡路市育波148番地の 3	0799 (84) 0399	○
8 家 島 営 業 店	姫路市家島町宮110番地の 1	079 (325) 0007	
9 東 淡 営 業 店	淡路市岩屋1414番地の 1	0799 (72) 5525	
10 津 名 営 業 店	淡路市生穂1553番地の 7	0799 (64) 2331	○
11 沼 島 営 業 店	南あわじ市沼島2367番地の 2	0799 (57) 0246	
12 津 居 山 営 業 店	豊岡市瀬戸77番地の21	0796 (28) 2533	○
13 柴 山 営 業 店	美方郡香美町香住区沖浦911番地の 8	0796 (37) 0455	○
14 浜 坂 営 業 店	美方郡新温泉町浜坂1478番地の 1	0796 (82) 3023	○
15 和 歌 山 支 店	和歌山市雑賀屋町東ノ丁33番地	073 (432) 0761	○
16 有 田 営 業 店	有田市宮崎町2405番地	0737 (83) 5566	○
17 御 坊 営 業 店	御坊市塩屋町南塩屋450番地の 4	0738 (22) 5277	
18 田 辺 営 業 店	田辺市江川43番35号	0739 (22) 3170	
19 串 本 営 業 店	東牟婁郡串本町串本1884番地	0735 (62) 5400	○
20 す さ み 営 業 店	西牟婁郡すさみ町周参見4866番地の 7	0739 (55) 2414	○
21 勝 浦 営 業 店	東牟婁郡那智勝浦町築地 7 丁目 8 番地 2	0735 (52) 0843	○

※すさみ営業店は令和 8 年 3 月末をもって廃止しています。

■ ATM店舗

店 舗 名	住 所	店 舗 名	住 所
1 神戸市漁協駒ヶ林支所	神戸市長田区駒ヶ林町4丁目1番7号	8 加 太 漁 協	和歌山市加太1271-2
2 林 崎 漁 協	明石市林 3 丁目19番地27号	9 雑 賀 崎 漁 協	和歌山市雑賀崎1162
3 岩 見 漁 協	たつの市御津町岩見1308番地の5	10 和 歌 山 北 漁 協	和歌山市田野367-4
4 室 津 漁 協	たつの市御津町室津493番地の2地先	11 比 井 崎 漁 協	日高郡日高町阿尾178-10
5 一 宮 町 漁 協	淡路市郡家1355番地	12 紀州日高漁協衣奈浦支所	日高郡由良町衣奈785-1
6 福 良 漁 協	南あわじ市福良丙28番地	13 紀州日高漁協南部支所	日高郡みなべ町堺574
7 浜坂漁協諸寄支所	美方郡新温泉町諸寄3228	14 宇 久 井 漁 協	東牟婁郡那智勝浦町宇久井375-1
※ 一宮町漁協のATMは記帳専用機です		15 有田営業店(旧湯浅営業店)	有田郡湯浅町大字湯浅3161

